

令和4年11月17日

区内介護サービス事業所管理者 様

練馬区高齢施策担当部介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

業務継続計画（BCP）の作成について（依頼）

平素より練馬区の福祉施策にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年4月の介護保険制度改正により、すべての介護サービス事業所は、令和6年3月末までに、業務継続計画（以下、「BCP」という。）を作成することが義務付けられました。

区が8月から9月にかけて実施したアンケートでは、ご回答いただいた347事業所のうち、依然として約71%の事業所がBCPを作成していません（作成中も含む）。

アンケートでは、未作成の理由として「作成方法がわからない。」との声をいただきました。

区では、策定の際の参考資料として、社会福祉事業団のBCPをご提供いただき、ケア倶楽部に一定期間掲載し、練馬福祉人材育成・研修センターを活用いただきたいと思います。

また、厚生労働省や東京都が研修動画を作成しており、動画で用いている資料もダウンロードできるようになっていますので、ご参照ください。

BCPの作成期限は令和6年3月末までとなっていますが、自然災害及び感染症による危機はいつ来るかわからないことから、まだBCPを作成していない事業所においては、早急に作成に取り掛かっていただきますようお願いいたします。

【練馬福祉人材育成・研修センターの「BCPの作り方研修」について】（要事前登録）

詳しい内容や申し込み方法については、研修センターまでお問い合わせください。

研修案内：https://www.nerima-carenet.jp/datas/news/pdf/020221007170643_Gu4Ht.pdf

問合せ先：練馬福祉人材育成・研修センター（電話：03-6758-0145）

【参考ページ】

- ・「【重要】業務継続計画（BCP）の策定に向けた取組について」（練馬区）

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/bcp_sakutei.html

※ページ下部「業務継続計画（BCP）の作成について」に事業所系統ごとの集計結果もあります。

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

- ・「業務継続計画（BCP）策定のための支援動画（東京都作成）」（東京都）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutu/index.html

※ページ中ほど「業務継続計画（BCP）策定のための支援動画」が該当箇所です。

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係

電話:03-5984-4589 (直通) メール: KAIG002@city.nerima.tokyo.jp